

## 短期貸付金のあり方（検討メモ）

### （１）課 題

出資法人や金融機関に対する貸付金（預託金）のうち、「単年度貸付」の方式で行われている貸付金については、平成17年度の包括外部監査において、「実態は複数年の貸付であるのに、年度末にいったん全額返済させて年度初めに改めて貸付を行う方式が行われている。」という疑義が投げかけられている。

また、単年度貸付金の状況が、府民にわかりにくいという意見も出ている。

こうした指摘を踏まえ、短期貸付金のあり方について検討が必要。

### （２）現 状（これまでの取組み）

- 単年度貸付金の状況は、別紙のとおりである。（資料1）
- 単年度貸付金の状況がわかりにくいとの意見を踏まえ、平成18年6月発行の「財政のあらまし」以降、「貸付金の名称」「貸付額」を掲載している。

### （３）論 点

#### ■短期貸付金のあり方

- 長期的な事業資金を短期貸付金の連続により賄う手法は、一般的には、わかりにくいのではないか。
- 制度融資の預託方式など、制度的に当初から短期貸付金としているものについては、長期に切り替える必要がないのではないか。
- 短期貸付金を長期貸付金に変更するとすれば、一時的に多額の一般財源が必要となるが、厳しい財政状況の中で、財政運営に影響を及ぼさないか。

#### 資 料

- ・ 単年度貸付金の状況
- ・ 財政のあらまし（平成20年6月） 抜粋
- ・ 平成17年度包括外部監査結果報告書 抜粋